

# 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0722第1号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

## 記

■ 適用日 令和2年 7月 22日から適用

## ■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。)	<ul style="list-style-type: none"><li>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合：1,800点</li><li>それ以外の場合：1,350点</li></ul>



## ▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
ウイルス・細菌核酸 多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。)	検体採取を行った 保険医療機関以外 の施設へ輸送し検 査を委託して実施 した場合 ：450点×4回分  それ以外の場合 ：450点×3回分	微生物学的 検査判断料 (※7： 150点)	「D023」 微生物核酸同定 ・定量検査 の「14」	<p>COVID-19 の患者であることが疑われ る者に対し、マイクロアレイ法（定性）によ り、鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイ ルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウ イルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノ ウイルス、RSウイルス、ヒトライノウイル ス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニ ューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百 日咳菌及びSARS-CoV-2 の核酸検出（以 下「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 （SARS-CoV-2 を含む。）」という。） を同時に行った場合、採取した検体を、国立 感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送 規則に関するガイダンス2013-2014版」 に記載されたカテゴリーB の感染性物質の 規定に従って、検体採取を行った保険医療機 関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施 した場合は、本区分の「14」 SARSコロ ナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合 算した点数を準用して算定し、それ以外の場合 は、同点数3回分を合算した点数を準用して 算定する。なお、採取した検体を、検体採 取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送 し検査を委託して実施した場合は、検査を 実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に 記載すること。</p> <p>COVID-19 の患者であることが疑われ る者に対し、診断を目的として本検査を実施 した場合は、診断の確定までの間に、上記の ように合算した点数を1 回に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であ ったものの、COVID-19 以外の診断がつか ず、本検査を再度実施した場合は、上記のよ うに合算した点数をさらに1 回に限り算定 できる。なお、本検査が必要と判断した医学 的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載す ること。</p> <p>COVID-19 の治療を目的として入院し ている者に対し、退院可能かどうかの判断を 目的として実施した場合は、「感染症の予防 及び感染症の患者に対する医療に関する法 律における新型コロナウイルス感染症患者 の退院及び就業制限の取扱いについて（一部 改正）」（令和2年6月25 日健感発0625 第5号）の「第1 退院に関する基準」に基 づいて実施した場合に限り、1 回の検査につ き上記のように合算した点数を算定する。な お、検査を実施した日時及びその結果を診療 報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>なお、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 （SARS-CoV-2 を含む。）を実施した場 合、本区分の「17」ウイルス・細菌核酸多 項目同時検出、(23)ウに規定する検査及び SARS-CoV-2 核酸検出については、別に 算定できない。</p>